農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(暫 定版)

(平成十五年三月七日農林水産省・環境省令第五号)

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

(農薬使用者の責務)

- 第一条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
 - 二 人畜に被害が生じないようにすること。
 - 三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が 原因となって人に被害が生じないようにすること。
 - 四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して 生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
 - 五 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないように すること。
 - 六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に 規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(そ の汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が 生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

- 第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以下「食用農作物等」 という。)に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
 - 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
 - 三 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」とい う。)第十四条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当 該農薬を使用しないこと。
 - 四 規則第十四条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
 - 五 規則第十四条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又は口に掲げる 回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)第二十三条第三項第一号 に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のあ る種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第十四条第二項第五号に規 定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を